

第9回草津市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■日時：

令和2年11月20日（金） 15：00から16：10まで

■場所：

草津市役所5階 502会議室

■出席委員：

天野委員〔会長〕、松村委員〔副会長〕、金谷委員、柴田委員
池田委員、杉本委員、黒田委員

■欠席委員：

山口委員、権田委員、川崎委員

■事務局：

藤田部長、田中副部長、高岡副部長〔環境経済部〕
中島課長、石松主査、森谷主任〔資源循環推進課〕

■傍聴者：

なし

1. 開会

1) 挨拶：事務局

定刻になりましたので、ただいまから第9回草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日は、たいへんお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルスの感染症対策として、消毒液を用意していますとともに、マスクの着用や咳エチケットにつきましても、よろしくをお願いします。会議の円滑な進行につきましても、御協力いただきますよう、よろしくをお願いします。

それでは、開会にあたりまして、天野会長に御挨拶をお願いします。

2) 挨拶：会長

どうも皆さま、こんにちは。第9回目の審議会ということで、度々お集まりいただき、ありがとうございます。本日は、前回に続きまして、次期計画で実施していくいろいろな施策の案につきまして、詳細資料をたくさん用意していただきましたので、活発な御意見や御質問をいただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。

議事に入る前に、本日の審議会につきましては、委員 10 名のうちの柴田委員につきましては、少し遅れられるということで連絡を頂戴していただき、現在は 6 名の出席となっております。山口委員、権田委員、川崎委員からは、欠席の報告を頂戴しています。半数以上の委員に御出席いただいておりますので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第 19 条第 2 項に規定する会議の成立要件を満たしていますことを御報告申しあげます。傍聴席を用意しておりますが、傍聴人はおられません。

それでは、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第 19 条第 3 項の規定により、天野会長に議事の進行をお願いします。

【会長】

それでは、審議会を始めたいと思います。議事次第に従いまして、本日の議事は「次期計画の施策（案）について」という 1 つだけですが、資料がたくさんありますので、少しずつ進めていきたいと思います。まずは、資料 1、横長の表ですが、現行計画と次期の新しい計画の施策体系の比較を分かりやすく、まとめいただきましたので、事務局のほうで資料 1 の御説明からよろしくをお願いします。

2. 議事

1) 施策（案）について

【事務局】

<資料 1 「現計画と新計画の施策体系の比較について」、資料 2 「草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における一般施策（案）」のうち「基本施策 1 2 R を推進するための仕組みづくり」、資料 3 「滋賀県フードエコプロジェクト家庭向けチラシ」、資料 4 「グリーン購入+エシカルキャンペーンチラシ」、資料 5 「滋賀県フードエコプロジェクト事業者向けチラシ」について説明>

【会長】

ありがとうございました。

資料 2 が 3 枚あるのですが、資料 2 の 1 枚目と資料 3、4、5 までを御説明いただきました。もう一度資料 1 に戻りますが、左側が現行計画で、それに対応して右側が新計画ということで、継続するものは「継続」、継続しながらも、拡大するものは「拡大」、それから、新計画で新たに組み込むものが「新規」という 3 つの分類で、なおかつ、上から順番に「重点施策」「一般施策」「共通施策」で、「一般施策」が「発生抑制・再使用」というものと、「資源化（分別）」というものと、「適正処理」の 3 つに分かれています。本日、

資料ですので、全体構成を少しゆっくり見ていただきたいのですが、資料 2 のほうが一般施策（案）となります。資料 1 の右側の一般施策で、3 つに分かれている「発生抑制・再使用」「資源化（分別）」「適正処理」までが資料 2 の 1 枚目と 2 枚目で、資料 1 右側の最後の「共通施策」が資料 2 の 3 枚目ということになると思われませんが、資料 1 と資料 2 の関係が、もう少し分かりやすい構成にさせていただけると見やすいかと思います。

それから、資料 2 で「基本施策」という言葉が、何か唐突に入っています。資料 1 にはそのような言葉はありません。資料 1 では「重点施策」「一般施策」「共通施策」の位置づけで、一般施策が 3 つに分かれています。資料 2 の 3 枚目では、一般施策の「共通施策」になっているのも少し違和感があります。資料 1 は、「重点」と「一般」と「共通」に分けているのであれば、資料 2 の「基本施策」の「基本」というのは、これは削除したほうが良くないですか。

【事務局】

これは、この資料（第 7 回審議会資料 3 「草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画にかかるとの体系図」）を以前にお出ししており、これを付けたら、一番分かりやすかったかもしれないですが、基本施策 1 と基本施策 2 に分かれており、基本施策 1 は「2R を推進するための仕組みづくり」、基本施策 2 は「持続可能な分別・収集・処理体制の確立」、その下に重点施策と一般施策がぶら下がっているという体系となっています。資料 1 のほうを見ていただきますと、1 - 1 の「指定袋無料配布の見直し」、1 - 2 「リユース市場の拡大促進」、1 - 3 「ごみ処理手数料の見直し」が「2R を推進するための仕組みづくり」の重点施策です。

そして、その後の 2 - 1 「市民に分かりやすいごみ分別」、2 - 2 「収集日の統合による効率的な収集」、2 - 3 「福祉分野と連携したごみ出し支援制度」、2 - 4 「クリーンセンターへの持込事前申請制度」というのが「持続可能な分別・収集・処理体制の確立」の重点施策ということになっています。

資料 2 のほうは、一般施策ということで、1 枚目が基本施策 1 の「2R を推進するための仕組みづくり」で、位置づけが「発生抑制と再使用」。そして、2 枚目が、基本施策 2 の「持続可能な分別・収集・処理体制の確立」で、位置づけが「資源化（分別）」と「適正処理」ということになっています。3 枚目の共通施策については、一般施策の両方にまたがる共通のものであります。

【会長】

少し確認ですが、「共通」というのは、これは、何と何の共通なのですか。重点と一般の共通ですか。

【事務局】

基本施策の1と2の共通です。

【会長】

基本施策1と2の共通だとしたら、資料1の一般施策の「発生抑制と再使用」が基本施策1で、一般施策の「資源化（分別）」「適正処理」の2つが基本施策2であることを資料1の右側の「位置づけ」というところに記載いただいたほうが、資料2との関係が見えやすいと思います。基本施策は、資料1のほうに載っていないので。少し分け方が混乱するかなというところです。

そういう意味では、資料1の一番下の共通施策も、一般施策の中の共通施策ですよ。

【事務局】

そうです。

【会長】

そうすると、一般施策というのは一番下まで伸びていて、一般施策のうち「発生抑制・再使用」が基本施策1で、「資源化（分別）」と「適正処理」が基本施策2で、その下が一般の共通ですね。その階層構造を、資料1の「位置づけ」のところですっきりしていただいたほうが、資料2とのつながりが見やすいかということと、あとは、重点施策というのは資料2には載っていないのですが。

【事務局】

重点施策につきましては、これまでの審議会の中で、2つないし3つずつ、個別の資料を用意させていただいて、御説明申しあげているのですが、まだ御提案できていないのが、1-3「ごみ処理手数料の見直し」と2-4「クリーンセンターへの持込事前申請制度」というもので、併せて、重点施策2-3「福祉分野と連携したごみ出し支援制度」についても、他市の状況というものがありましたが、ここらあたりの3つぐらいを、もう少し、次回の審議会のほうで御説明したいと思っています。

【会長】

重点施策のほうは、拡大案件と新規案件ばかりなので、まだ案ができていないということで、本日の資料2には載っていないということを理解しました。

それでは、ただいまの御説明のところまでで、何かお気づきの点や御質問、御意見がありましたら、お願いします。

【委員】

資料1で、真ん中に「新計画での方向性」ということで、「拡大」、「新規」、「継続」とされていて、これはこれで結構なのですが、真ん中のやや上のほうの「食品ロス削減啓発パンフレットの作成」のところに対応するところが、右側で「新規」になっていますよね。ここが、やはり新規というのは、左にないほうがすっきりすると思います。ですから、左にあって「新規」になっているものが2カ所、「飲食店・小売店等と連携した食品ロス削減の促進」と「雑紙の分別徹底に関する啓発」があります。「新規」と書かれた気持ちは分かるのですが、やはり、見たときに、分かりやすいように、新規のほうは左がない形に。全体を1枚に収めるのであれば、若干縮小して、新規が一番下に来て、左側にならないようにするか、もしくは「拡大」に変更したほうがいいのではないですか。市の予算等のいろいろな関係で、「新規」と「拡大」は区別されたいのだと思いますので、これは変えないで、「新規」というのは一番下にしたほうがすっきりするのではないかと思います。

【会長】

これは、中身を見ると、多分「新規」を「拡大」にするだけでいいような気がするのですが。

【委員】

どちらかという、「拡大」にしたほうがすっきりすると思いますが、市の予算とか、いろいろな関係で「新規」にしたくないのではないかと気はしています。それだったら、上と下にあるように、「新規」というのは現計画にはないという形にしておいたほうが、直感的に分かりやすいですよ。だから「拡大」に変えるか、「新規」で左がない形にするかのどちらかですよ。

【会長】

ただ、実質は「拡大」に見えるところにそれをやってしまうと、左があって、右がないものが、多分出てきますよね。上のほうにある一般施策「発生抑制・再使用」の「食品ロス削減啓発パンフレットの作成」のところ、「飲食店・小売店等と連携した食品ロス削減の促進」となり、これは、実質は「拡大」なので、これを「新規」にしてしまうと、逆に左側の「食品ロス削減啓発パンフレットの作成」が廃止という扱いになりませんか。

【委員】

啓発パンフレットはもう作っていないのではないですか。パンフレットの作成は、まだ続けるのですか。

【事務局】

委員より御指摘いただいたように、資料1の「飲食店・小売店等と連携した食品ロス削減の促進」と「雑紙の分別徹底に関する啓発」の2カ所は「拡大」にしたほうがすっきりするかと思います。

【委員】

支障がないのであれば、現計画の「拡大」とし、新計画で引き続き施策を打ち出すほうがすっきりすると思います。

【会長】

他はいかがでしょうか。資料1で言うと、まだ重点施策は、内容案を検討中ということで、本日の審議には乗りません。一般施策の主に「発生抑制・再使用」のところまでいかがでしょうか。補足資料で、資料3、4、5が「発生抑制・再使用」のところの①②④に相当するチラシの資料です。どこからでも結構ですので、何かお気づきの点や疑問点はございませんか。

資料5は、事業者向けのチラシというか、パンフレットになっているのですが、例えばフードバンクなどに参加したいという事業者の方がいらっしゃったら、「フードバンクについてはこちらに問い合わせください」とか、そういう具体的な情報も、実施するときには掲載予定でしょうか。実際にフードバンクに事業者が登録して、余剰食品の提供をしたいということになれば、どこに行けばいいのかという内容は、この資料には載っていないので、そのあたりはいかがでしょうか。

【事務局】

今後の施策の中で検討していく部分ですが、現在、県でこういうフードエコプロジェクトを進められている部分につきましては、具体的にどうされているのかというところが詳しく分からない部分もありますので、そのあたりを確認したうえで、現在ですと、社会福祉協議会が取り組まれていますので、そういった実施主体を把握した中で、施策の検討をしていきたいと考えています。

【会長】

そこをしっかりとつないで情報を提供しないと、こういう啓発というのは、実際にやろうとすると、こちら側に情報がなくて、社会福祉協議会のほうに別途また行かなければいけないというような状況が、昔からよくあることです。そのあたりをうまくつないでいくようにしないと、実際に施策として動かないのではないかと思います。

他はいかがでしょうか。

それでは、続いて同じ資料1で、一般施策の「資源化（分別）」のところから、「適正処

理」、「共通施策」までの一般施策の残りの部分、資料 2 で言うと、2 枚目と 3 枚目に当たる部分で、あとは、それに相当するチラシの資料 6、7、8 のところを、事務局で御説明を進めていただけるでしょうか。よろしく申し上げます。

【事務局】

＜資料 2 「草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における一般施策（案）」のうち「基本施策 2 持続可能な分別・収集・処理体制の確立」・「共通施策」、資料 6 「雑がみとは（公益財団法人古紙再生促進センター）」、資料 7 草津市「雑誌・雑紙分別辞典」、資料 8 「草津市ごみ分別アプリ啓発チラシ」について説明＞

【会長】

ありがとうございました。何か御意見があれば、いかがでしょうか。

【委員】

「適正処理」の⑧の「キャッシュレス決済化」のイメージなのですが、これは、直接搬入時の部分というのは、イメージとして、ごみを搬入してきて、窓口のところで現金で払っていたものが、クレジットカードや、電子決済サービスなどのキャッシュレスで決済できるというイメージですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

粗大ごみのほうの手数料というのは、現状はどうしているのですか。前もって市役所かどこかで券のようなものを買うのですか。

【事務局】

粗大ごみを含めて直接持ち込みの場合は、200 キログラム未満で、10 キログラム当たりの手数料として 110 円をいただいております。

【委員】

直接搬入とは別に粗大ごみを出す方法が、何かあるのかと思ったのですが。

【事務局】

粗大ごみは定期収集がありまして、家の前まで取りに行きます。各ごみ収集区域で曜日

が決まっています、事前に申し込みをいただいたうえで、例えば、布団が3枚ですと、800円の券を買っていただき、それを粗大ごみに貼っていただいて、家の前に出していただくということになっています。

【委員】

イメージとしては、収集する人が、クレジットカードとか、電子決済サービスなどに対応できるような端末を持っていて、そこでカードを読み取るようなイメージですか。

【事務局】

事前に粗大ごみ処理券を購入する形になっています。

【会長】

その処理券はどこで買うのですか。

【事務局】

粗大ごみの処理券は、御協力いただいている店舗さんが市内に複数ありまして、ごみカレンダーの裏でそうした案内をさせていただきながら、収集を依頼されるときに、お店で処理券を買っていただき、収集日当日にそのシールを粗大ごみに貼って家の前に出していただいております。

今回、ここに示させていただきましたのは、福岡市さんなどの事例としてあったものでして、収集の予約の段階で SNS 等のシステムを使って予約の申し込みをされて、そのままそこでお金が払えるという形でのキャッシュレスというものが、もうすでに事例として始まっています。大都市なので、参考にできるかどうかという点はあるのですが、今後はそうした流れになっていくと思われますので、予約の段階で、キャッシュレスで粗大ごみの手数料が払えるという可能性も、全国的に広がっていくのかなというところです。

整理いたしますと、近くが集積場に収集で回るのは、粗大ごみだけで処理券を買っていただいて、貼って出していただいています。その他は、指定された曜日に出していただくと、無料で収集しています。クリーンセンターに持ち込む場合は、どのごみの種類でも、重さで手数料が決まっているということです。

【会長】

そのときは、クリーンセンターで直接現金を払うのですか。

【事務局】

そうです。

【会長】

それについてもキャッシュレスを検討するということですか。

【委員】

そのキャッシュレスのほうが簡単そうですね。

【委員】

収集する粗大ごみの場合がちょっと問題で、払った、払わないというようなことが起こりそうな気が若干します。支払い済みであることをどうやってお互いに示すかということの検討が必要になると思われませんか。

【会長】

気になったのですが、「ごみ処理手数料のキャッシュレス決済化の検討」を「適正処理」の中に入れてしまっていていいのでしょうか。利便性向上に関するところで、一番上の重点政策の「新規」のところの「事前申請制度をつくる」とか「福祉分野と連携したごみ出し支援」とか、そういうごみ収集に関わる新規の仕組みの検討なので、どちらかというところから入るのかなと思います。「適正処理」に入れるのは、何か少し違和感があります。

あとはいかがでしょうか。結構盛りだくさんなので、どこでもお気づきになった点を御指摘いただければと思います。

共通の最後の⑥「IoT・AI・ロボット等先端技術の導入検討」は、これは主にクリーンセンターの中の話なのでしょうか。

【事務局】

この内容としましては、例えばびんの選別は、いまは人がやっている部分なのですが、そうしたところにAIのロボットなどを使うことを検討しているところです。

【会長】

例えばAIとかで言うと、同じ共通施策の①として、分別アプリの活用が考えられますが、分別アプリと言っても、まだいまの段階だと、収集日のお知らせのような機能しかないのですが、多分、いずれはAIで、先ほどの雑紙の話だと、こういうものは禁忌品だというものが、すごくたくさんあり、これをいちいち見て、住民の方が判断しなければいけないけれど、スマホで写真を撮って、AIで「これだったら、雑紙で出してOK」や「駄目」など、そういう方向もあるのではないかと思います。

だから、クリーンセンターの中だけではなくて、住民の方が、ちゃんと正しく分別して出せるようなアプリも、これからはもっと新しいAIの技術とかを入れていくとしたら、そういう方向もあるのかなということで、向こう10年先を見通した検討の中には、そう

いうものも入れたほうがいいのではないかと思います。

【事務局】

共通施策の⑥番のほうで、御意見を入れさせていただきます。

【委員】

あらためて資料 1 を見たときに、現計画と新計画のほうの、それぞれの中での色の使い方というのが、右と左で違っています。現計画のほうは、家庭系か事業系かによって分けているのですが、右のほうはそうではなくて例えば先ほど申しあげた、キャッシュレス決済のところも、ぱっと見たときに、これは事業系のものかと思ってしまいます。実際はそうではないですよ。言ってみたら、直接搬入したら、事業系も家庭系もないので、全部ですよ。新計画と現計画の両方に「位置づけ」という項目がありますが、現計画の「位置づけ」は「家庭系」か「事業系」であるのに対して、新計画のほうの「位置づけ」は施策の区分となっています。

現計画の「位置づけ」のところは「位置づけ」ではなくて、「区分」とかにして、「家庭系」か「事業系」で区分し、新計画のほうにも、一番左のところにそういうものを作っておいたほうが、特に「新規」のところ、これだとどちらなのかが分かりません。これをしておいたほうがいいのかという気はしました。そうすると、「家庭系」にも、「事業系」にも、両方とも当てはまるようなものも出てくるかもしれません。キャッシュレス決済化などは両方になりますよね。でも、そうすると、右のほうの「共通」という言葉と重なってしまうので、少し工夫が必要だと思います。

要は、新計画のほうにも、家庭系か事業系か、あるいは両方なのかというものがあつたほうがいいのかということと、色分けのところについては、それが書いてあれば、よく見れば分かるということになるのだけれども、ただ、ぱっと見たときに、資料全体で、同じ色のものは同じグループということ普通は考えると思います。だから、そこは少し統一しておいたほうが見やすいのではないかと思います。

そういう意味で言うと、先ほどの会長がおっしゃったことと重なるのですが、キャッシュレス決済化というのは、言ってみたら、「適正処理」ではなくむしろ下の「共通」のほうに入れたほうがすっきりするかという気はしました。全体の見方として、それぞれが分かっていたら、色分けはいいのですが、一緒になってしまっていると、同じ資料の中で混乱するかなという気が少ししたので、見せ方を工夫されたいかかと思っています。

【事務局】

現行計画のほうは、おっしゃっていただいたように、事業系ごみか、家庭系ごみかで施策を分けていたのですが、それが、今回は、課題とか、方向性に基づいて分けたので、こういう形になっているのですが、おっしゃっていただいたように、対象はどこかという欄

を作って、色も工夫をして、見やすくできるようにします。

【会長】

新計画のほうが、現計画のいくつかをまとめた書き方をしているところが多いので、それぞれでかっこをして、「これは家庭系に、主に適用される」や、両方がかぶっているものは、「家庭系・事業系とも」など、せめてそれがかっこ付けで書いていただけると、新計画なので「位置づけ」の分類は、このように「重点化」「一般化」で、一般の中でも「発生抑制」なのか「資源化」なのかという、ところはいいと思うのですが、施策のところは、せめてかっこ付けで、家庭系が対象なのか、事業系が対象なのか、両方が対象なのかという、そういう書き方にしていただけるとだいぶ分かりやすくなると思います。

あとはいかがでしょうか。後でお配りいただいた以前の審議会の資料ですが、こちらであらためて全体の位置づけを御確認いただけるといいと思うのですが、今日は、重点施策については、まだ詳細を検討中ということで、出ていないのですが、後でお配りいただいた縦長の下のほうが、「基本施策」、「重点施策」、「主な一般施策」に分かれていて、資料1と資料2で詳しく御説明いただいたものが、重点施策以外のところですが、主な一般施策のところを、基本施策1と基本施策2で分けると、左右に分かれていて、2Rというのは、要は、そもそもごみを出さないようにするには、どうしたらいいかという話で、右側の基本施策2が、ごみとして出てしまったものは、何とかしなければいけないので、それをどう分けて、どう適正処理をしていくか、そういう分け方で基本施策1と基本施策2が分かれています。本日の資料2で言うと、1枚目が基本施策1で、2枚目が基本施策2、3枚目が両方共通するもの、そのような位置付けになっています。

重点施策については、次回の審議会でしょうか。

【事務局】

はい。一部の資料は、御説明させていただいたところになるのですが、まだの部分もありますので、次回に説明させていただきます。

【会長】

改めまして、最初に戻っても結構ですので「発生抑制・再使用」、いわゆる2Rに関する基本施策の1のところまで、また戻っていただいても結構ですので、何かお気付きの点や疑問点、確認しておきたい点などをどうぞお示しいただければと思います。今回は、拡大施策とか新規施策で、食品ロス削減のことで、結構いろいろと新しい情報媒体を使って啓発することや、あとは雑紙で、資料の後ろのほうの7、8あたりで言うと、新計画でも「新規」は「拡大」になるのですが、雑紙の分別をもう少し徹底する必要があります。要は、ずっと議論になっていた、新しく作ったのに、焼却するごみの量がもうすぐいっぱいになりそうなので、いかにして焼却ごみを減らすかというところですが、多分、雑紙の分

別徹底は、焼却ごみの削減にはつながるといってもありますが、どうでしょうか。御発言は何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、参考資料というものが、最後に1枚付いていまして、これは、毎回、前の審議会でいろいろと御意見を頂いたところにおける、その審議会で事務局から御回答いただいているものですが、あらためて質疑応答のまとめを作っていただいています。少し御覧いただいて、もし、何かまたお気づきの点がありましたら、どうぞ御指摘いただければと思います。

前回の質疑応答を見ると、重点施策に相当する質疑が行われているのですが、今回は、まだ重点施策の詳細を検討中で、資料はありませんが、次回以降で、重点施策について最終的な検討を行っていただければと思います。

では、全体を通して、何か確かめておきたいところとか、いかがでしょうか。よろしいですか。御発言いただいていない委員の皆さんは、よろしいでしょうか。

では、議事の「施策案」は結構盛りだくさんでしたが、また次回以降で、重点施策と合わせて、次回計画の中身に入りますので、検討を引き続きお願いしたいと思います。また、後でお気づきになった点がありましたら、事務局のほうに個別にお知らせいただいても結構ですので、よろしくお願いします。

それでは、議事の3番「その他」、審議会全体で何か、もしありましたら。よろしいでしょうか。では、これで一応議事のほうは終わりたいと思います。最後に、何か事務連絡等が、ありましたら、事務局でお願いします。

【事務局】

委員の皆さまには、慎重な御審議をいただき、誠にありがとうございました。次回の第10回審議会につきましては、12月中で日程調整を行っていましたが、調整がつきませんでした。再度調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。事務局からの連絡事項は以上になります。

それでは、これもちまして、第9回草津市廃棄物減量等推進審議会を終了します。本日は、ありがとうございました。